

ベルギー刑法典第1編（二）

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4370930>

出版情報 : 法政研究. 87 (4), pp.1-12, 2021-03-15. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

ベルギー刑法典第1編 (二)

井上 宜裕 (訳)

はしがき

ベルギー刑法典

第1編 犯罪及び処罰一般

第1章 犯罪

第2章 刑罰

第1節 刑罰の種類

第2節 重罪刑

第3節 軽罪拘禁刑

第4節 違警罪拘禁刑

第5節 重罪及び軽罪に共通の刑罰

第5節の2 電子監視刑 (以上87卷2号)

第5節の3 労働刑

第5節の4 独立した保護観察刑

第6節 三種の犯罪に共通の刑罰 (以上本号)

第3章 重罪、軽罪または違警罪につき宣告されるその他の有罪判決

第4章 重罪または軽罪の未遂

第5章 累犯

第6章 複数の犯罪の競合

第7章 同一犯罪への複数人の関与

第8章 正当化及び宥恕事由

第9章 刑罰軽減事情

第10章 刑の消滅

第11章 他国の刑事裁判によって宣告された有罪判決の考慮

第5節の3—労働刑

第三七条の五§1—①行為が違警罪刑または軽罪刑をもたらしうる場合、判事は、主刑として、労働刑を宣告しうる。判事は、当該犯罪につき定められた刑罰の制限内で、かつ、その係属に応じた法律によつて、労働刑が執行されない場合に適用されうる拘禁刑または罰金刑を予告することができる。

②労働刑は、以下の行為には宣告されえない。

一 軽罪化されなければ、懲役二〇年を超える上限刑で処罰されうる行為、

二 第三七五条乃至第三七七条に定められる行為、
 三 第三七九条乃至第三八七条に定められる行為で、当該行為が未成年者に対して行われたかまたは未成年者の助力によって行われた場合、

四 第三九三条乃至第三九七条に定められる行為。

§ 2 | 労働刑の期間は、二〇時間を下回ることも三〇〇時間を超えることもできない。四五時間以下の労働刑は、違警罪刑を構成する。四五時間以上の労働刑は、軽罪刑を構成する。労働刑は、司法上の決定が確定力をえた日から一二月以内に執行されなければならない。保護観察委員会 (commission de probation) は、職権または被有罪宣告者の請求に基づいて、この期間を延長することができる。

§ 3 | ①労働刑が、検察官の請求、または、被告人の請求により、判事によって検討される場合、判事は、審理の終結前に、当該刑罰の射程について被告人に通知し、その所見が聴取される。判事は、同様に、この点に関し、場合によっては存在する被害者の利益を顧慮しうる。判事は、被告人が法廷に出席または代理されており、かつ、被告人が自らまたは弁護人を介して同意を与えた後でなければ、労働刑を宣告することができない。

②検察官によって請求されまたは被告人によって請求され

た労働刑につき、その宣告を拒否する判事は、決定にその理由を付さなければならない。

§ 4 | 判事は、労働刑の期間を確定し、併せて、労働刑の具体的態様に関する指示を与えることができる。

第三七条の六 § 1 | ①労働刑は、場合によってはありうる修学または職業活動時間外の自由時間に、被有罪宣告者によって無償で実施される。

②労働刑は、国、市町村、州、共同体の公的機関の下で、または、非営利団体もしくは社会、科学もしくは文化目的の財団の下でのみ、実施されうる。

③労働刑は、公的機関または指定団体において、一般的に、有償の労働者によって遂行される労働によっては構成されない。

§ 2 | ①第三七条の三を適用するため、検察官、予審判事、予審裁判所及び判決裁判所は、被疑者、被告人または被有罪宣告者の居住地の司法管区にある連邦司法省 (SPE Justice) の司法相談センター (Service de maisons de justice) の部門に、簡易な調査報告書の作成と社会調査の双方またはいずれか一方の任を負わせることができる。

②国王は、簡易な調査報告書及び社会調査に関する諸規則

を明示する。

③これらの報告書及び調査が含まれるのは、行刑局に要請した官憲に対して、検討される措置または刑罰の時宜性について教示することができる関連性のある要素に限られる。

§ 3—連邦司法省行刑局の区の各部門は、年に二度、労働刑の執行に適した現存する活動に関する報告書を作成する。当該部門は、第一審裁判所の長、及び、当該区の国王検事、並びに、単純な請求に基づき、利益を証明しうる全ての者にこの報告書の写しを送付する。

§ 4—連邦及び地方のレベルで、労働刑及び独立した保護観察刑の適用に関する協議組織が創設される。この協議組織は、労働刑及び独立した保護観察刑の執行に関する決定機関の協働を評価するため、これらの機関を定期的に招集する任を負う。国王は、この協議機関の構成及び機能の態様について決定する。

第三七条の七§ 1—①第三七条の三に従って労働刑が命じられた被有罪宣告者は、被有罪宣告者の居住地の司法管轄内にある連邦司法省行刑局に属する司法補助員によって監視される。

②労働刑の執行は、被有罪宣告者の居住地の保護観察委員

会によって監督され、司法補助員が同委員会に報告を行う。

§ 2—①労働刑を宣告する司法上の決定が確定力をえた場合、書記官は、二四時間以内に、管轄の保護観察委員会の長、及び、連邦司法省行刑局の管轄区の部門に謄本を送付し、当該部門は、§ 1で定められる司法補助員を指名する。

②保護観察委員会の土地管轄は、判決が確定力をえる時点の被有罪宣告者の居住地によって決定される。当事者が王国の領土外に居住する場合、土地管轄を有する保護観察委員会は、第一審で有罪が宣告された土地の保護観察委員会である。

③例外的に、当該委員会は、新たな居住地の委員会に管轄を移すことが、このために理由を付した請求を行う労働刑の被有罪宣告者にとって適切と判断する場合、これとは異なる委員会が二ヶ月以内に適とする意見を表明した後、理由を付した決定を下す。王国内に居住地をもたない者について、管轄は、この場合、新たな居住地の委員会が問題とされることなく、同様の手続に従い、他の委員会に移譲されうる。

§ 3—①被有罪宣告者を聴取した後、その所見を顧慮した上で、司法補助員は、保護観察委員会の監督の下、第三七条の三§ 4に定められる適応を遵守しつつ、刑罰の具体的

内容を決定し、保護観察委員会は、職権で、検察官の請求に基づき、または、被有罪宣告者の申請により、常時、同様に第三七条の三§4に定められる適応を遵守しつつ、その内容を明示し、調整することができる。

②労働刑の具体的内容は、被有罪宣告者による署名を要する協約の中で通告され、司法補助員はその写しを被有罪宣告者に交付する。司法補助員は、同様に、署名された協約の写しを三稼働日以内に保護観察委員会に送付する。

§4―①労働刑の全部または一部の不実行の場合、司法補助員は、遅滞なく保護観察委員会に通知する。委員会は、書留、または、国王によって定義されるべき電子的方法により、事案の検討のために定められた期日の一〇日以上前に、被有罪宣告者を召喚し、その旨弁護士に通知する。委員会の一件書類は、五日間、被有罪宣告者及びその弁護人の閲覧に供される。

②検察官の出席なく開催される委員会は、代替刑の適用のため、理由を付した報告書を作成する。

③報告書は、普通郵便で、被有罪宣告者、検察官、及び、司法補助員に送付される。

④この場合、検察官は、裁判上の決定において定められた拘禁刑、または、罰金刑を執行する旨決定することができる、

その際、被有罪宣告者によって既に執行された労働刑を顧慮する。

第5節の4―独立した保護観察刑

第三七条の八§1―①行為が違警罪刑または軽罪刑をもたらしうる場合、判事は、主刑として、独立した保護観察刑を宣告することができる。

②独立した保護観察刑は、§2に従って判事によって決定される期間、特別な条件を遵守する義務によって構成される。

③判事は、当該犯罪について規定される刑罰の制限内で、その係属に応じた法律によって、独立した保護観察刑の不実行の場合に適用されうる拘禁刑または罰金刑を定める。

④独立した保護観察刑は、以下の行為については宣告されない。

一 当該行為が軽罪化されない場合、上限が二〇年を超える懲役刑で処罰される行為、

二 第三七五条乃至第三七七条で定められる行為、

三 当該行為が未成年者に対してまたは未成年者を利用して行われた場合、第三七九条乃至第三八七条で定められる行為、

四 第三九三条乃至第三九七条で定められる行為。

§ 2— 独立した保護観察刑の期間は、六ヶ月以上二年以下である。一二月以下の独立した保護観察刑は、違警罪刑を構成する。一年以上の独立した保護観察刑は、軽罪刑を構成する。

§ 3— ① 検察官によって請求されまたは被告人によって要求された独立した保護観察刑が判事によって検討される場合、判事は、弁論終結前に、被告人に対して、保護観察刑の射程について通知し、被告人の所見を聴取する。判事は、同様に、この点に関し、場合によっては存在する被害者の利益を顧慮しうる。判事が独立した保護観察刑を宣告しうるのは、被告人が審理に出席するか代理され、かつ、被告人が自らまたは被告人の弁護人を介して、これに同意を与えた後に限られる。

② 検察官によって請求されまたは被告人によって要求された独立した保護観察刑の宣告を拒否する判事は、その決定に理由を付さなければならない。

§ 4— 判事は、独立した保護観察刑の期間を決定し、独立した保護観察刑の内容に関する指示を与える。

§ 5— 連邦及び地方のレベルで、労働刑及び独立した保護観察刑の適用に関する協議機関は、第三七条の六 § 4 の諸

規定に従って活動する。

第三七条の九 § 1— ① 第三七条の八に従って独立した保護観察刑を宣告された者は、居住地の司法管区にある、連邦司法省の司法相談センターの司法補助員によって行われる司法指導に服する。

② 独立した保護観察刑の執行は、司法補助員が報告を行う、被有罪宣告者の居住地の保護観察委員会によって監督される。

③ 独立した保護観察刑を宣告する司法決定が確定力をえた場合、書記官は、二四時間以内に、管轄を有する保護観察委員会の長、及び、遅滞なく、司法補助員を選任する、連邦司法省の司法相談センターの管轄を有する管区支部に決定の謄本を送付する。

④ 司法補助員の選任から一ヶ月以内に、その後は、司法補助員が有益と史料し、または、委員会が司法補助員に要求するたびごとに、司法補助員は、条件の遵守について保護観察委員会に報告する。司法補助員は、必要な場合、有益と史料する措置を提案する。

§ 2— 保護観察委員会の場所的管轄は、判決が確定力をえる時点の被有罪宣告者の居住地によって決定される。当事

者が王国の領土外に居住する場合、場所的管轄を有する保護観察委員会は、第一審で有罪が宣告された地の委員会である。

⑤委員会は、例外的に、独立した保護観察刑の宣告を受け、このために理由を付した請求を行う者にとって、新たな被有罪宣告者の居住地の保護観察委員会に管轄を移送するのが時宜にかなっていると思料する場合、新委員会が二ヶ月以内にこれを適とする意見を表明した後、理由を付した決定を下す。王国内に居住していない者については、この場合、被有罪宣告者の新たな居住地の委員会が問題となる旨要求されることなく、管轄は、同様の手続に従い、他の保護観察委員会に移送されうる。

§ 3 — ①保護観察委員会は、被有罪宣告者を聴取した司法補助員の報告に基づき、かつ、第三七条の八§ 4 に定められる指示を尊重しつつ、独立した保護観察刑の具体的内容を決定する。

②独立した保護観察刑の具体的内容は、被有罪宣告者が署名する約定書によって通知され、その写しが司法補助員によって被有罪宣告者に交付される。司法補助員は、同様に、署名された約定書の写しを三稼働日以内に保護観察委員会に送付する。

第三七条の一〇§ 1 — ①保護観察委員会は、職権で、検察官の請求に基づき、または、被有罪宣告者の要求により、独立した保護観察刑の具体的内容の一部または全部を停止し、その具体的内容を精確に示し、それを諸状況に適合させることができる。独立した保護観察刑の条件の一つが、被有罪宣告者の意思に帰せられることなく、最初の保護観察期間中に実現されなかった場合、保護観察委員会は、被有罪宣告者が当該条件を充足できるように、最長一年間、保護観察期間を一度延長することができる。

②保護観察委員会が第一項に規定される措置を取らなければならぬと思料する場合、保護観察委員会の長は、書留または、国王によって定義されるべき電子的方法により、事案の検討のために定められた期日の一〇日以上前に、当事者を召喚する。委員会の一件書類は、一〇日間、被有罪宣告者及び場合によっては存在するその弁護人の閲覧に供される。

③保護観察委員会は、独立した保護観察刑が執行されたと思料する場合、判事によって決定された期間が満了する前であっても、独立した保護観察刑が終了する旨決定することができる。

④第一項または第三項に規定される保護観察委員会の決定

には、理由が付される。この決定は、当事者及び検察官に通知される。当該通知は、検察官には普通郵便で、当事者には、書留、または、国王によって定義されるべき電子的方法により、土曜、日曜及び祝日を含まない三日以内になされる。

§ 2—① 検察官及び独立した保護観察刑の宣告を受けた者は、検察官については請求により、被有罪宣告者は申請により、委員会が所在する第一審裁判所に、第三七条の九 § 1または § 3に従って委員会によって下された決定に対して上訴することができる。

② 請求及び申請は、書面でなされなければならない。かつ、そこには理由が付されなければならない。上訴は、委員会の決定が通知されてから一〇日以内になされなければならない。委員会が異なる決定をしない限り、上訴には停止効がある。

③ 裁定を下すことになる裁判所の長は、一〇日以上前に、書記官の保管する特別記録簿に、召喚の場所及び日時を記載させる。書記官は、独立した保護観察刑の宣告を受けた者に対して、書留、または、国王によって定義されるべき電子的方法により、遅くとも召喚の一〇日前に、召喚の場所及び日時を通知する。この期間中、一件書類は書記官に

預託され、被有罪宣告者及び場合によっては存在するその弁護人の閲覧に供される。

④ 裁判所は、上訴を受け入れる場合、委員会の決定を変更することができる。

⑤ この上訴に関して下された決定に対しては、控訴も異議申し立てもできない。

第三七条の一—① 独立した保護観察刑の全部または一部の不執行の場合、司法補助員は、遅滞なく、保護観察委員会に通知する。委員会は、書留、または、国王によって定義されるべき電子的方法により、事案の検討のために定められた期日の一〇日以上前に、被有罪宣告者を召喚し、その旨弁護人に通知する。委員会の一件書類は、五日間、被有罪宣告者及び場合によっては存在するその弁護人の閲覧に供される。委員会は、検察官の出席なく開催される場合、補充的刑罰の適用のため、理由を付した報告書を作成する。

② 報告書は、普通郵便で、被有罪宣告者、検察官及び司法補助員に送付される。この場合、検察官は、司法決定によって定められた拘禁刑または罰金刑の執行を決定することができ、その際、被有罪宣告者によって既に執行された

独立した保護観察刑が顧慮される。

第6節—三種の犯罪に共通の刑罰

第1款—自然人に適用される罰金刑

第三八条—①違警罪の罰金刑は、法律による例外を除いて、一ユーロ以上二五ユーロ以下である。

②重罪または軽罪の罰金刑は、二六ユーロ以上である。

③罰金刑は、国家のために徴収される。

第三九条—罰金刑は、同じ犯罪に基づく各被有罪宣告者に対して、個別に宣告される。

第四〇条—①対審の際は判決の日から、または、欠席裁判の際は送達の日から、二ヶ月以内に納付がない場合、罰金刑は、重罪の被有罪宣告者については六ヶ月、軽罪の被有罪宣告者については三ヶ月、違警罪の被有罪宣告者については三日を超えない期間で、有罪判決によって定められる期間の拘禁刑に代替される。

②補足的刑罰に服する被有罪宣告者は、主刑を受けた施設に留置される。

③罰金刑のみが宣告された場合、未納付で科されるべき拘禁刑は、有罪宣告の性質に従って、軽罪刑または違警罪刑と同視される。

第四一条—いずれの場合にも、被有罪宣告者は、罰金を納付することによってこの拘禁刑から解放されるが、拘禁刑を受ける旨申し出ること、自己財産への強制執行を免れることはできない。

第2款—法人に適用される罰金刑

第四一条の二§1—法人によってなされた犯罪に適用される罰金刑は、以下の通りである。

重罪または軽罪に関して

—法律が当該行為につき無期自由剥奪刑を定めている場合、二四〇、〇〇〇ユーロ以上七二〇、〇〇〇ユーロ以下の罰金刑、

—法律が当該行為につき自由剥奪刑及び罰金刑、またはそのうちの一つを定めている場合、当該行為につき定められる罰金刑の下限を下回らない範囲で、五〇〇ユーロに自由剥奪刑の下限に相応する月数を乗じた額を下限とする罰金刑。上限は、当該行為につき定められる罰金刑の上限の二倍を下回らない範囲で、二、〇〇〇ユーロに自由剥奪刑の上限に相応する月数を乗じた額に引き上げられる。

—法律が当該行為につき罰金刑のみを定めている場合、下限及び上限は、当該行為について法律によって定められる

ものである。

違警罪に関して

―二五ユーロ以上二五〇ユーロ以下の罰金

§2―§1に定められる刑罰の確定に関しては、第一部の諸規定が適用される。

第3款―特別没収

第四二条―特別没収は、次のものに適用される。

一 所有権が被有罪宣告者に属する場合、犯罪の客体を形成する物、及び、犯罪実行の用に供した物、

二 犯罪によって生成された物、

三 犯罪から直接えられた財産上の利益、それに代わる財及び価値、並びに、投資されたこれらの利益の収益。

第四三条―第四二条第一号及び第二号に定められる物に適用される特別没収は、常に、重罪または軽罪につき宣告される。この特別没収は、違警罪については、法律によって規定される場合にのみ宣告される。

第四三条の二―①第四二条第三号に定められる物に適用される特別没収は、常に、判事によって宣告されうるが、そ

れは国王検事の書面による請求がなされた場合のみである。
②これらの物が被有罪宣告者の財産に属さない場合、判事が当該物の金銭的評価を行い、没収は、これに相応する金額に対してなされる。

③没収された物が私訴原告人の所有に係る場合、当該物は私訴原告人に返還される。没収される物が、被有罪宣告者によって私訴原告人の所有に係る物に代えられた財または価値を構成し、または、本条第二項の意味において当該物の等価物を構成するとして、判事がその没収を宣告した場合、没収された物は、同様に分配される。

④没収物に関して権利を主張するその他の第三者は、国王によって決定された期間内にかつ国王によって決定された態様に従い、当該権利を主張することができ。

⑤不動産の特別没収は、適用される法的根拠に従い、判事によって宣告されなければならないかまたは宣告されうるが、それは検事の書面による請求がなされた場合のみである。

⑥適用される方式に従い刑法上差し押さえられたものではない不動産の没収を目的とした検察官の請求は、一八五一年一月一六日の抵当権法第一条第一項及び第二項に規定される、登記された直近の権限または判決の欄外に無償で

記載され、これを欠くと不受理となる。検察官は、審理の終結前に刑事の一件書類に欄外記載の証拠を添付する。検察官は、必要な場合、欄外付記の無償の抹消を請求する。

⑦ 判事は、被告宣告者を不当に重い刑罰に服させることがないように、必要な場合、第四二条第三号に規定される財産上の利益の額、または、第二項に規定される金銭的評価の額を引き下げる。

第四三条の三―第四二条、第四三条の二及び第四三条の四に規定される物に適用される特別没収は、これらの物がベルギー領土外にある場合にも同様に宣告されうる。

第四三条の四§1―第四三条の二第三項及び第四項を妨げることなく、§2に規定される財産上の利益、それに代わる財及び価値、並びに、ある者の財産もしくは占有に見いだされる投資された利益から生じた収益は、国王検事の請求により没収されうるか、または、この者が以下の点で有罪とされる場合、これらの物の価値に相当すると判事が思料する額の支払いがこの者に命じられうる。

- a) 以下で規定される犯罪の一つまたは複数、
一 第一三六条の六及び第一三六条の七第一号、

一 の二 当該犯罪が第一三八条§1第四号乃至第一〇号で定められる刑罰の一つで処罰される限りで、第一三七条、及び、当該重罪または軽罪が利益を生じうる限りで、第一四〇条、

二 第二四六条乃至第二五一条及び第三二三条、

二 の二 第四三三の六、第四三三の七、第四三三の八、第四三三の一一及び第四三三の一二、

三 第五〇四の二、第五〇四の三及び第三二三条、

四 当該行為が、本条、または、同法律の§3b)もしくは§4b)に規定される物質の輸入、輸出、製造、販売もしくは発売に関わる限りで、有毒、催眠性、麻痺性、消毒または殺菌用物質の不正取引に関する一九二一年二月二四日の法律第二条の§1、

五 外国人の入国、滞在、定住及び隔離に関する一九八〇年一月一日の法律第七七条の三、第七七条の四及び第七七条の五、

六 ホルモン作用、抗ホルモン作用、 β アドレナリン作用または刺激性を有する動物由来の物質の使用に関する一九八五年七月一五日の法律第一〇条§1第二号、

- b) 第三二四条の三に規定される犯罪、もしくは、当該犯罪が第三二四条の二で定義されるような犯罪組織の枠内で

- なされた場合、以下で規定される犯罪の一つまたは複数、
- 一 第一六二条、第一六三条、第一七三条、第一八〇条及び第一八六条、
 - 一の二 第三七九条または第三八〇条、及び、第三八三条の二§1、
 - 二 第四六八条、第四六九条、第四七〇条、第四七一条または第四七二条、
 - 三 第四七五条、
 - 四 第四七七条、第四七七条の二、第四七七条の三、第四七七条の四、第四七七条の五、第四七七条の六または第四七八条の二、
 - 五 第四二条第一号によって捕捉される物を除いて、第五〇五条、
 - 五の二 有毒、催眠性、麻痺性、向精神性、消毒または殺菌用物質、並びに、麻痺性及び向精神性物質の違法製造に用いられる物質の不正取引に関する一九二二年二月二四日の法律第二条の四第四号、
 - 六 武器、弾薬、特に軍事使用に供すべき材料、及び、それらに関する技術の輸入、輸出及び中継に関する一九九一年八月五日の法律第一〇条、
 - 七 有毒、催眠性、麻痺性、消毒または殺菌用物質の不正

- 取引に関する一九二二年二月二四日の法律の執行により処罰される犯罪に関係する、ホルモン作用、抗ホルモン作用、同化促進作用、 β アドレナリン作用、抗感染性作用、駆虫作用及び抗炎症性作用を有する物質に係る特定の操作に関する一九七四年四月一二日の王令第一条、
- 八 薬剤に関する一九六四年三月二五日の法律の執行により処罰される犯罪に関係する、 β アドレナリン作用を有する特定の物質に関する一九九〇年二月五日の王令第三条及び第五条。
 - c) または、集団で遂行される複数の犯罪で、当該行為が、組織的であるか否かにかかわらず、重大な脱税の枠内になされたと裁判所が確実かつ必然的に決定することができるような重大性、目的及び相互関係を有するもの。
- §2—①§1に規定される没収は、被有罪宣告者が追加的な財産上の利益を相当期間獲得した場合で、その者が有罪宣告を受けた犯罪もしくは同一の行為から当該利益が生じていることを示す確実かつ具体的な証拠が存在し、かつ、被有罪宣告者には十分な反証がでなかつた場合に、本条に列挙される犯罪の一つまたは複数につき有罪宣告を受けた正犯者、共同正犯者及び共犯者に対して、§1に定められる条件において、宣告される。

②この反証は、同様に、当該利益に対する権利を主張する全ての第三者によってもなされうる。

§ 3—①被疑者認定の五年前から宣告日までの期間は、本条の意味において、適切とみなされる。

②§ 2に規定される確実かつ具体的な証拠は、一方で、検察官が証明する、適切な期間中、一時的または継続的な財産の増大と被有罪宣告者の支出との間の有意味な不均衡を示し、他方で、被有罪宣告者が有罪宣告を受けた行為または同様の行為から生じていないと反証しうる、一時的または継続的な財産の増大と被有罪宣告者の支出との間の有意味な均衡を示す、正式に裁判所に委ねられた、信頼に値するあらゆる要素から獲得されうる。

③同様の行為は、§ 1で規定される擬律に属し、以下の扱いを受ける行為と理解されるのが適切である。

- a) 有罪宣告の対象となる犯罪と同一の擬律、
- b) または、§ 1 a)に定められる、有罪宣告の対象となる軽罪と同一の項目に規定されている限りで、牽連的な擬律。

④裁判所は、本条の意味における特別没収を命じる場合、被有罪宣告者を不当に重い刑罰に服させることがないように、そのような措置を妥当と思料するとき、自らが確定す

る適切な期間、収益、財及び価値の一部を顧慮しないと決定することができる。

§ 4—犯罪組織が保有する財産は、善意の第三者の権利を留保しつつ、没収されなければならない。

(未完)